

第2期川崎市空家等対策計画（案）に関する 意見募集の実施結果について

1 概要

将来の人口減少、空家所有者の高齢化等、本市の空家を取り巻く状況の変化やこれまでの取組を踏まえ、今後増加が見込まれる空家等への対策を一層推進する必要があります。このたび「第2期川崎市空家等対策計画（案）」を取りまとめ、この計画案について市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、2通2件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	第2期川崎市空家等対策計画（案）に関する意見の募集について
意見の募集期間	令和3年12月1日(水)から令和4年1月7日(金)まで
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより（令和3年12月1日号） ・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、市民文化局協働・連携推進課、まちづくり局住宅整備推進課）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、市民文化局協働・連携推進課、まちづくり局住宅整備推進課）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		2通（2件）
内 訳	電子メール	1通（1件）
	ファックス	1通（1件）
	郵 送	0通（0件）
	持 参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

①主な意見

空家相談に係る専門家団体の相談受付内容に関する御意見が寄せられました。

②本市の対応

空家相談に関する御意見を踏まえ、一部追記を行うとともに、関連データの時点修正等を行った上で、第2期川崎市空家等対策計画を策定します。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映させたもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく中で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 専門家団体等の相談受付内容に関すること	2					2
合計	2					2

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 専門家団体等の相談受付内容に関すること (2件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>行政書士は、官公署に提出する書類の作成、その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成を業務としている。(行政書士法第1条の2)</p> <p>第2期川崎市空家等対策計画(案)の46頁の「3. 専門家団体等」の関係専門家団体の神奈川県行政書士会の相談内容として、「<u>土地・建物の利活用、家財等残置物の処分</u>」と記載されているが、この記載のみでは、<u>市民が各種の行政手続き等の相談につき、何処に相談すればいいのかを理解するのは困難である。</u></p> <p>行政関係手続、補助金等の申請を代理することが行政書士の業務であるため、同内容における行政書士の相談内容を「<u>空家対策及び予防に関する許認可・補助金等の行政手続き</u>」とすることを提案する。</p> <p>(同趣旨他1件)</p>	<p>空家所有者等からの相談内容は多岐に渡るため、相談内容により、各専門家に適切に繋がるのが、空家等の解消に向けて重要と考えています。</p> <p>このため、御意見を踏まえ、関係専門家団体「神奈川県行政書士会」の相談内容に「<u>空家に係る行政手続き</u>」を追記します。</p>	A

(2) 社会動向や関連計画の進捗状況等を踏まえた変更

No.	変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
1	将来人口の推計について、最新のデータ及び説明に変更	(P3) 最新のデータによるグラフに差替え。 (1) 将来人口の推計 2020(令和2)年現在、本市の人口は153.8万人であり、	(P3) (1) 将来人口の推計 2020(令和2)年現在、本市の人口は153.9万人であり、
2	世帯数の推移について、最新のデータ及び説明に変更	(P4) 最新のデータによるグラフに差替え。 (P4) (2) 世帯数の推移 2010(平成22)年から2015(平成27)年の5年間は、 <u>家族類型を問わず緩やかな増加</u> でしたが、2015(平成27)年から2020(令和2)年の5年間は <u>単身世帯が大きく増加</u> しています。	(P4) (2) 世帯数の推移 2005(平成17)年から2010(平成22)年の5年間は、 <u>単身世帯やひとり親と子の世帯が大きく増加</u> しましたが、2010(平成22)年から2015(平成27)年の5年間は <u>家族類型を問わず緩やかな増加</u> となっています。
3	家族類型別世帯主年齢別一般世帯数の推移について、最新のデータ及び説明に変更	(P4) 最新のデータによるグラフに差替え。 (3) 家族類型別世帯主年齢別一般世帯数の推移 2010(平成22)年から2020(令和2)年の10年間で <u>単身世帯を世帯主年齢別にみると、65歳以上の高齢単身世帯が約1.8万世帯、40～64歳の単身世帯が約1.5万世帯</u> の増加となっています。	(P4) (3) 家族類型別世帯主年齢別一般世帯数の推移 単身世帯を世帯主年齢別にみると、この10年間で <u>40～64歳の単身世帯が約2.5万世帯、65歳以上の高齢単身世帯も約2.5万世帯</u> の増加となっています。
4	令和4年2月に管理不全空家が特定空家等に判定されたため、説明を変更	(P29) なお、第1期計画期間中、周辺に悪影響を及ぼすと思われる管理不全空家が見受けられるようになりました。	(P29) なお、第1期計画期間中、 <u>特定空家等に該当する空家はなかったものの、周辺に悪影響を及ぼすと思われる管理不全空家が見受けられる</u> ようになりました。

その他、用語・用字の修正などを行っています。